

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第三節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

川崎市学校運営協議会規則（抜粋）

（目的）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会（以下「委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、並びに学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、学校ごとに協議会を設置するものとする。ただし、委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を設置することができる。

2 委員会は、協議会を設置するときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に通知するものとする。

3 委員会は、協議会の設置に当たっては、設置しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえるものとする。

（委員の任命）

第9条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) その他委員会が適当と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を委員会に申し出ることができる。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

（任期）

第11条 委員の任期は、任命された日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第9条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

川崎市学校運営協議会運営要綱（抜粋）

（設置）

第4条

当該校の校長は、協議会の設置を委員会に学校運営協議会設置申請書（第1号様式）により、申し出るものとする。

- 2 委員会は、前項の申請を受け協議会を設置するときは、必要に応じ内容の照会を行い、60日以内に規則第3条第2項の規定により、当該校の校長に対し学校運営協議会設置通知書（第2号様式）を交付するものとする。

（委員の任命）

第6条

規則第9条第1項の規定により、委員を選出する場合にあっては、校長は協議会又は準備会の委員の意見を踏まえ、学校運営協議会委員候補者名簿（第5号様式）により、協議会の委員を推薦するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により推薦された者を任命するときは、委員に対して任命状（第6号様式）を交付する。
- 3 協議会の委員は、16名以内とする。ただし、2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、24名以内とする。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（抜粋）

（教育長の専決事項）

第4条 教育長は、次の各号に掲げる委員会の権限に属する教育事務について、専決することができる。

- (1) 町区域の設定、廃止又は変更、住居表示の実施、土地区画整理事業等の実施等に伴い、学校その他の教育機関の位置の表示が変更される場合に必要となる改正条例の市議会提出原案の作成及び教育委員会規則の改正に関すること。
- (2) 委員会が指定する請願等に関すること。
- (3) 公文書の開示請求等及びこれらの審査請求に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事（教育長、教育次長、担当理事、部長、担当部長、課長、室長、担当課長、主任指導主事、学校その他の教育機関の長、副校長及び教頭の任免、分限及び懲戒を除く。）に関すること。
- (5) 附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決した場合において、特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあるときは、その概要を委員会に報告しなければならない。

学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール） 21校

令和3年4月1日現在

設置年度	設 置 校	
平成18年度	川 中 島 小 学 校 学校運営協議会	
	東 小 田 小 学 校 学校運営協議会	
	南 河 原 小 学 校 学校運営協議会	
	土 橋 小 学 校 学校運営協議会	
平成20年度	上 丸 子 小 学 校 学校運営協議会	
	中 野 島 中 学 校 学校運営協議会	
平成27年度	荊 宿 小 学 校 学校運営協議会	
	稲 田 中 学 校 学校運営協議会	
令和元年度	平 間 小 学 校 学校運営協議会	
	東 橋 中 学 校 区 学 校 運 営 協 議 会	東 橋 中 学 校
		子 母 口 小 学 校
		久 末 小 学 校
	金 程 中 学 校 区 学 校 運 営 協 議 会	金 程 中 学 校
		千 代 ヱ 丘 小 学 校
		金 程 小 学 校
令和2年度	南 生 田 中 学 校 区 学 校 運 営 協 議 会	南 生 田 中 学 校
		南 生 田 小 学 校
	麻 生 中 学 校 区 学 校 運 営 協 議 会	麻 生 中 学 校
		麻 生 小 学 校
	は る ひ 野 中 学 校 区 学 校 運 営 協 議 会	は る ひ 野 中 学 校
		は る ひ 野 小 学 校